

篠栗町ホームページ有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、篠栗町広告掲載取扱要綱（平成27年要綱第3号。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、篠栗町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 掲載することができる広告は、要綱第3条及び篠栗町広告掲載取扱基準を定める要領（平成27年要領第1号。以下「基準」という。）に定めるところによる。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第3条 広告の掲載位置及び掲載数は、町ホームページの町長が指定する位置及び掲載数とする。

(広告の規格)

第4条 掲載する広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 種類 バナー広告
- (2) 大きさ 縦65ピクセル、横175ピクセル
- (3) 形式 GIF形式又はJPEG形式
- (4) 容量 12キロバイト以下

2 要綱第3条及び基準に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するバナー広告は、使用しないものとする。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
- (2) 高速振動イメージ又は高速点滅イメージ
- (3) 「警告」、「注意」等警告を発しているように見えるアラートマーク
- (4) 入力可能な領域があるように見えるテキストボックス
- (5) 下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー
- (6) 選択できるように見えるラジオボタン

(広告掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1箇月を単位とし、1年間を上限とする。ただし、再掲載することを妨げない。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠につき1箇月当たり5,000円とする。

(広告掲載の申請)

第7条 広告の掲載をしようとする者（以下「申請者」という。）は、篠栗町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に広告案を添えて町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条に規定する申込書を受理したときは、速やかに審査し、篠栗町ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により、その結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により審査した結果、申請数が町の指定する広告掲載数を超える場合の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 第1順位 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに準ずるもの
- (2) 第2順位 私企業のうち、公共的性格があり、町内に事業所等を有するもの
- (3) 第3順位 私企業のうち、第2順位までに掲げるもの以外の私企業及び自営業で、町内に事業所等を有するもの
- (4) 第4順位 第3順位までに掲げるもの以外のもので、広告を掲載することが適当であると町長が認めるもの
(広告掲載料の納付)

第9条 前条の規定による決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに、町長が指定する納付書により広告掲載料を一括で納付するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第10条 町長は、広告の掲載に支障があると認められたとき、又は広告主が広告掲載料を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載期間の延長)

第11条 広告掲載期間において、広告主の責めに帰さない事由により広告が掲載されない時間が生じたときは、掲載されなかった時間に応じて、別表のとおり掲載期間を延長するものとする。

(広告掲載料の還付)

第12条 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告掲載期間中において、広告主の責めに帰さない事由により広告が掲載されない時間が生じた場合で、かつ、前条の規定による掲載期間の延長が困難であると町長が認めたときは、その時間に係る広告掲載料を広告主に還付する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料は、第6条の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割計算により算出した金額とする。この場合において、1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

掲載されなかった時間	延長する期間
1時間以上24時間未満	1日
24時間以上48時間未満	2日
48時間以上72時間未満	3日
72時間以上	掲載されなかった日数+1日